

高浜市三州瓦シャモット利用補助金 利用指定申請から交付請求までの手続きについて

※各手続きの際に提出していただいた書類に関し、書類不足や記載不備など、又は各申請の対象とならない場合（市税等の滞納があった場合など）は、提出していただいた書類を全てお返しします。よって、提出していただいた書類の一部をお預かりすることはいたしませんので、予めご了承ください。

① 利用指定申請

・三州瓦シャモットを利用する前に、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦シャモット利用指定申請書（様式第1）
- (2) 付近見取図
- (3) 三州瓦シャモット利用前の住宅／店舗／工場／事業所の敷地内の写真（2枚～3枚程度）
- (4) 利用する三州瓦シャモットの写真（1枚）
- (5) 利用する三州瓦シャモットの見積書または納品書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類



② 利用指定通知

・①利用指定申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦シャモット利用指定通知書』を送付いたします。（送付先の指定がある場合は、指定先に送付いたします。）

※『三州瓦シャモット利用指定通知書』は、⑤補助金交付申請の際に必要となります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



③ 計画変更等承認申請

・①利用指定申請の内容に変更が生じた場合や、停止（中断）又は廃止（取止め）などをする場合は、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦シャモット利用計画変更等承認申請書（様式第3）
- (2) 三州瓦シャモット利用指定通知書の写し
- (3) 利用計画の変更（停止・廃止）に係る書類等



④ 計画変更等の承認

・③計画変更等承認申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦シャモット利用計画変更等承認通知書』を送付いたします。（送付先の指定がある時は、指定先へ送付いたします。）

※『三州瓦シャモット利用計画変更等承認通知書』も、⑤補助金交付申請の際に必要となります。

再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



⑤ 補助金交付申請

・三州瓦シャモットの利用が完了し、補助金の交付を申請するときは、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦シャモット利用補助金交付申請書（様式第5）
- (2) 三州瓦シャモット利用指定通知書（利用計画の変更等を行った場合は、三州瓦シャモット利用計画変更等承認通知書を含む。）の写し
- (3) 利用着手前の住宅／店舗／工場／事業所の敷地内の写真及び完了後の写真（着手前の写真と同方向から撮影した写真2～3枚程度）
- (4) 作業途中の写真（2～3枚程度）
- (5) 三州瓦シャモットの材料費が確認できる書類（契約書・領収書等）
- (6) 申請者の住所が確認できる書類（住民票等）または申請者の事業種類が確認できる書類（確定申告書、法人登記簿等）
- (7) 市税の完納証明書または納税証明書（納期が到来している市税を含み5年度分）
- (8) その他市長が必要と認める書類



⑥ 補助金交付通知

・⑤補助金交付申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書』を送付いたします。（送付先に指定がある時は、指定先へ送付いたします。）

※『三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書』は、⑦補助金交付請求の際に必要となります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



⑦ 補助金交付請求

・『三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書』の受領後に、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦シャモット利用補助金交付請求書（様式第7）

※請求者の氏名及び振込先口座名義人は、『三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書』に記載された氏名の方になります。

※請求金額は、『三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書』に記載された補助金交付額です。

※記入項目に、記入漏れや記入誤りが無いようご確認をお願いします。なお、金額の訂正は出来ませんので、誤りがありましたら請求書を新たに作成してください。

- (2) 三州瓦シャモット利用補助金交付決定通知書の写し

問合せ・提出先：高浜市役所

住所：〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

担当：市民部 経済環境グループ 三州瓦シャモット利用補助金担当

電話：0566-52-1111（内線271・281）